

# 第 1 8 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 8 年 4 月 2 2 日 (水)

午前 1 0 時から

場 所 第 1 委 員 会 室

## 付 議 事 項

- 1 臨時会の申入れについて
- 2 5月臨時会の日程案について・・・別紙 1
- 3 議運決定事項について
- 4 議員の情報発信について・・・別紙 2
- 5 その他

## 令和8年第2回（5月）臨時会日程案

会期		令和8年5月18日から5月26日までの9日間		
月	日	曜日	日程	備考
5	4	月		
	5	火		
	6	水		
	7	木		
	8	金		
	9	土		
	10	日		
	11	月	告示	
	12	火	議運	
	13	水		
	14	木		
	15	金		
	16	土		
	17	日		
	18	月	本会議初日	
	19	火	2委員会	
	20	水	委員会予備日	
	21	木		
	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火	本会議最終日	
	27	水		
	28	木		
	29	金		
	30	土		
	31	日		

## 第62・63回議運決定事項

令和7年9月1日（月）

令和7年9月4日（木）

### 決定事項

#### 1 令和7年第3回（9月）定例会に関する事項について

(1) 総務文教常任委員長及び政策提案特別委員長から所管事務調査報告を行いたい旨の申入れがあり、議事日程に追加することとした。

(2) (1)に伴う議事日程の変更案については、次のとおりとした。

9	10	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>委員会の所管事務調査報告</u>  <u>(総務文教常任委員会)</u>  <u>(政策提案特別委員会)</u></li> <li>・ 付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>・ 閉会中の調査事項について</li> </ul>
---	----	---	-------	-----	--

#### 2 日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書

議長に対して、**資料1**のとおり答申した。

#### 3 第10回議会運営委員会における諮問事項について

議長に対して、**資料2**のとおり答申した。

本件に係る審査の中で「議員が情報発信するに当たって注意すべき事項」を以下のとおり決定した。

(1) 情報発信に当たっては、相手を誹謗中傷しないこと。

(2) 情報発信に当たっては、必ず事実確認を行うこと。

(3) もし発信した内容が、相手への誹謗中傷に当たった場合又は事実でなかった場合には、速やかに適切な是正措置を行うこと。

#### 4 陳情・要望等の審査結果について（お知らせ）に関する件

議長に対して、**資料3**のとおり答申した。

令和 7 年（2025 年） 9 月 4 日

山陽小野田市議会議長 高 松 秀 樹 様

議会運営委員長 宮 本 政 志

陳情・要望書の審査結果について（報告）

令和 7 年 7 月 2 2 日付けで受理した「日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉棄損事件についての陳情書」について、令和 7 年 7 月 2 3 日から令和 7 年 9 月 4 日までに開催した議会運営委員会において審査を行いました。その結果を下記のとおり御報告します。

記

1 陳情・要望書の件名

日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書

2 審査結果

本陳情書に基づいて審査したところ、次のとおりの結論となった。

令和 7 年 9 月 1 日に中島好人議員及び山田伸幸議員（以下「両議員」という。）を参考人として議会運営委員会に招致し、陳情書及びその添付資料を基に、陳情者が「虚偽又は事実に基づかない記載や想像で記載されたもの」、「印象操作」と指摘した箇所等について、事実確認のための質疑を行った。

しかし、それらの質疑に対する両議員の回答は「審査内容が議会運営委員会の範疇を超えている」、「議会外の政治活動は審査すべきではない」、「添付資料は既に取り下げた文書であり、取り下げたものに関しては回答しない」などに終始し、議会運営委員会としては事実確認を行うことができなかった。

そのため、これ以上の審査は不可能と判断し、審査を打ち切ることとした。

令和7年（2025年）9月4日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 様

議会運営委員長 宮本 政志

諮問事項についての審査結果について（報告）

第10回議会運営委員会において諮問された事項について、議会運営委員会において審査を行いました。その結果を下記のとおり御報告します。

記

1 陳情・要望書の件名

第10回議会運営委員会における諮問事項について

2 審査結果

諮問事項に基づいて審査したところ、次のとおりの結論となった。

過去の議会運営委員会において、「明るいまち」に事実確認をしていない記事や個人を誹謗中傷するような記事があるという点について、中島好人議員及び山田伸幸議員（以下「両議員」という。）に対して「記事を書くに当たっては、必ず事実確認を行うべきこと、記事の内容が不適切ではないかをきちんと確認すること、また、内容が不適切であった場合には是正措置を適切に行うこと」を求めた結果、両議員からは「事実確認をしていない記事を掲載したことがあったため、改めて記事を精査し、訂正記事などの措置を適切に行う」との回答があったこと、また、昨今、議員がSNS等を用いて情報を発信する機会が増えていることを踏まえ、議員が情報を発信する場合の注意事項を全議員に周知すべきであることを確認した。なお、周知する事項は次のとおりである。

- (1) 情報発信に当たっては、相手を誹謗中傷しないこと。
- (2) 情報発信に当たっては、必ず事実確認を行うこと。
- (3) もし発信した内容が、相手への誹謗中傷に当たった場合又は事実でなかった場合には、速やかに適切な是正措置を行うこと。

令和7年（2025年）9月4日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 様

議会運営委員長 宮本 政志

## 陳情・要望書の審査結果について（報告）

令和7年8月13日付けで受理した「陳情・要望等の審査結果について（お知らせ）」に関する件について、令和7年9月4日に開催した議会運営委員会において審査を行いました。その結果を下記のとおり御報告します。

## 記

## 1 陳情・要望書の件名

陳情・要望等の審査結果について（お知らせ）に関する件

## 2 審査結果

本陳情書及びその元となる令和6年8月16日付け「議会運営に関する陳情書」に基づいて「他の市議会等からの視察を受け入れた際に本市議会が発信した内容」を記録として残すことの是非を検討した。

先の議論により、質疑応答の記録全てを残すことは本市議会と視察に来る市議会等との活発な意見交換の機会を損なうという懸念があると結論づけているので、本陳情書にもあるとおり、この度は当該発信内容の概要を作成するか否かについて議論した。

その結果、改めて両陳情書の「視察において本市議会が発信した内容の記録を残すことは本市議会の重要な財産となる」という願意には賛同できるものであるため、令和7年9月4日以降の視察について、議長から視察ごとに担当として指名された議員が「他の市議会等からの視察を受け入れた際に本市議会が発信した内容の概要」を作成することとした。